

令和 7 年度

高年クラブ補助金の手引き

【お問い合わせ先】

○補助金の内容に関すること

明石市高齢者総合支援室 いきいき係（本庁舎 2 階）

TEL：078－918－5166 FAX：078－918－5133

メール：koufuku2@city.akashi.lg.jp

○書類の提出及び高年クラブの結成等に関すること

明石市高年クラブ連合会事務局（勤労福祉会館 1 階）

TEL・FAX：078－911－5518

目次

1 高年クラブ補助金について	1
2 補助対象となる高年クラブ	1
3 補助金の算定方法.....	1
4 補助金の対象となる経費	2
5 補助金の対象とならない経費	2
6 補助金の手続きの流れ	3
7 補助金にかかる注意点について	3
8 高年クラブ助成事業 Q&A.....	4
9 高年クラブ見守りサポート事業について.....	5
10 見守りサポート事業 Q&A	7

1 高年クラブ補助金について

高齢者の知識や経験を生かして、生きがいと健康づくりのために行う多様な社会活動に対し、補助金を交付することにより、豊かで明るい長寿社会づくりに資することを目的としています。

2 補助対象となる高年クラブ

会員数が30人以上の高年クラブを適合クラブ、25人以上30人未満の高年クラブを中規模クラブ、10人以上25人未満の高年クラブを小規模クラブとして補助対象としています。

※会員はおおむね60歳以上の明石市民

3 補助金の算定方法

補助対象の事業に応じて、下記のとおり補助金を交付します。

補助対象事業	補助金の額		
	適合クラブ 30人以上	中規模クラブ 25人以上30人未満	小規模クラブ 10人以上25人未満
高年クラブ助成事業 (社会奉仕・高齢者教養講座・健康増進活動)	@5,500 円/月 (市 2/3、国 1/3)	@4,000 円/月 (市単独補助)	@3,000 円/月 (市単独補助)
高年クラブ活動強化推進事業(共生型助け合い活動等)	@3,500 円/月 (市 2/3、県 1/3)	@3,000 円/月 (市単独補助)	@2,000 円/月 (市単独補助)
高年クラブ活動強化推進事業(健康づくり〈健康体操等〉の実施・普及促進活動)	@500 円/月 (市 2/3、県 1/3) @500 円/月 (市単独補助)		
1 か月合計	10,000 円/月	7,000 円/月	5,000 円/月
年間合計※	120,000 円/年	84,000 円/年	60,000 円/年

※年間合計額から市、県老連への分担金等を差し引いた金額を登録口座へ振り込みます。

4 補助金の対象となる経費

明石市高年クラブ活動等社会活動促進事業補助金交付要綱に基づき、高年クラブが行う活動の実施に必要な経費が対象となります。

費 目	内 容
報 償 費	講師等への報酬・謝礼など
消 耗 品 費	文具、その他の消耗品、スポーツ大会のトロフィー、料理教室の食材、花壇材料等
備 品 購 入 費	必要最低限の備品購入代
印 刷 費	資料等の印刷及び製本に要する経費
通 信 費	切手、はがき等郵便料
使用料及び賃借料	会場使用料、器具借上料、各種機材レンタル料等
食 糧 費	ボランティア活動などの参加者へのお茶菓子等、必要最低限の食糧費
交 通 費	会議等への出席に係る経費

5 補助金の対象とならない経費

1. 単なる娯楽（例：親睦会や旅行、忘年会等）及びそれらに供する旅費、飲食費等
2. 他の団体及び他の補助事業に係る経費
3. 社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの
 - （例）・本人負担とすることが適当であるもの（旅行等の費用など）
 - ・個人の利益となるような物品等（誕生会等でのプレゼント代、スポーツ大会での記念品等）
 - ・市・県老連等他団体への会費及び負担金等

6 補助金の手続きの流れ

時 期	内 容
6月理事会	補助金交付申請書配布【市 ⇒ 高年クラブ】
7月理事会	補助金交付申請書提出【高年クラブ ⇒ 市】
8月中旬	補助金交付決定【市 ⇒ 高年クラブ】
8月下旬	補助金振込 ※市、県老連への分担金等を差し引いた金額を登録口座へ振り込みます。 ・ 適合クラブの場合、110,000 円振り込み ・ 中規模クラブの場合、80,000 円振り込み ・ 小規模クラブの場合、58,000 円振り込み
3月理事会	補助金実績報告書配布【市 ⇒ 高年クラブ】
4月理事会	補助金実績報告書提出【高年クラブ ⇒ 市】

7 補助金にかかる注意点について

活動写真について

実績報告書に各月の活動写真を1枚ずつ添付していただいておりますが、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

(1) 単位高年クラブの活動の写真を添付してください。

(2) 同じ写真の使いまわしをしないでください。

※ 写真は補助金実績報告書の提出の際に必要ですので、ご協力をお願いいたします。

8 高年クラブ助成事業 Q&A

Q 1 : 他団体と共催の活動も対象となりますか？

A 1 : 補助対象となります。ただし、他の事業の補助金と区別してください。

Q 2 : 親睦旅行は対象となりますか？

A 2 : 単なる娯楽としての親睦旅行は対象になりません。

(例外) 研修旅行などにかかる経費のうち、適当と認められるもの。

Q 3 : 料理教室の材料は対象となりますか？

A 3 : 補助対象となります。

Q 4 : 実績報告の際、領収書の添付は必要ですか？

A 4 : 領収書の添付は求めていませんが、活動に係る決算書類を事業完了後5年間は保管してください。また、領収書に代わり毎月の活動写真を実績報告書に添付してください。

Q 5 : 小学校区を越えて、高年クラブを結成できますか？

A 5 : 原則、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小学校区での結成ですが、小学校区を越えて高年クラブを結成することも可能です。

Q 6 : 年度途中で高年クラブを結成できますか？

A 6 : 年度途中でも結成できます。ただし、補助金は高年クラブを結成し活動を開始した月からの交付となります。

Q 7 : 既存の高年クラブを分割することはできますか？

A 7 : 特段の理由がない限り、既存クラブを分割することはできません。

※特段の理由とは、活動方針の違いなど。

Q 8 : ゆうちょ銀行は振込先口座にできますか？

A 8 : 振込先口座として登録できます。支店名は通帳記載の漢数字、口座番号は番号の最後の「1」を除いた数字を記入してください。

(例) 支店 四三八 ⇒ 支店 4 3 8
 口座番号 1 2 3 4 5 6 7 1 ⇒ 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

9 高年クラブ見守りサポート事業について

本事業は「高年クラブ助成事業」の「友愛訪問活動」及び「高年クラブ活動強化推進事業」の「在宅高齢者の見守り活動」を毎月実施していただける単位高年クラブに対して活動のための費用を助成するものです。

1 対象者

概ね60歳以上の方又は寝たきりの人など、見守りが必要な方。

2 補助対象

- ① 単位高年クラブ
- ② 複数の単位高年クラブのグループ

3 事業(見守り)内容

地域にお住いの見守りが必要な方10名以上を対象として、

ア 対象者の家庭訪問を行い、安否確認を行う。

イ 散歩など、日々の生活の中で対象者宅の新聞や郵便物、電気などの状況から安否確認を行う。

「ア」又は「イ」のいずれかの見守りを月1回以上年間通じて実施する。

見守りの実施状況については、実績報告時に報告書を提出していただきます。

注1) 本事業の対象者と「高年クラブ助成事業」の「友愛訪問活動」及び「高年クラブ活動強化推進事業」の「在宅高齢者の見守り活動」の対象者は兼ねることができません。

注2) 見守りの対象となる方を市が指定するものではありません。あくまでも単位高年クラブが把握している地域にお住まいの高齢者の見守りを行うものです。

4 安否確認等

安否の確認ができない場合や支援が必要となった場合には、各地区の地域総合支援センターへ情報提供を行っていただき、早期の支援に繋がります。

5 補助金額

1単位高年クラブあたり 24,000円／年

(4月からの実施が難しい場合、2,000円×実施月数の補助金額で申請できます。)

6 対象経費

- ・ 訪問時に対象者に渡す飲料、菓子等(1人1回100円程度)
- ・ 夏場の訪問者の熱中症対策のための飲料
- ・ 訪問者のマスク

など、見守りに係る費用とします。

使用実績については、現在の単位高年クラブ補助金同様に報告書の提出のみで領収書の添付は不要です。

7 その他

本事業に参加いただける単位高年クラブを募集するもので、全ての高年クラブに実施をお願いするものではありません。

8 手続きの流れ（通常の補助事業と同じです）

時 期	内 容
6月理事会	補助金交付申請書配布【市 ⇒ 高年クラブ】
7月理事会	補助金交付申請書提出【高年クラブ ⇒ 市】
8月中旬	補助金交付決定【市 ⇒ 高年クラブ】
8月下旬	補助金振込 ※交付決定金額を補助事業と同じ口座へ振り込みます。
3月理事会	補助金実績報告書配布【市 ⇒ 高年クラブ】
4月理事会	補助金実績報告書提出【高年クラブ ⇒ 市】

10 見守りサポート事業 Q&A

事業内容

Q1:見守りサポート事業は必ず実施しなければなりませんか。

A1:本事業は、ご協力いただける高年クラブに実施していただくもので、全ての高年クラブに実施をお願いするものではありません。

Q2:補助の対象となる高年クラブにはどのような要件がありますか。

A2:下記の要件をすべて満たしている高年クラブが補助の対象になります。

- (1) 当年度または前年度に、「高年クラブ助成事業」及び「高年クラブ活動強化推進事業」の補助金の交付を受けていること。
- (2) 明石市高年クラブ連合会に加盟していること

Q3:補助金の対象となる見守り活動とは、どのような内容ですか。

A3:10人以上の対象者に対し、それぞれ月に1回以上自宅に訪問、または住居の状態の確認を年度通じて実施していただくことです。

Q4:見守り対象者は、申請時点では10人いたが、入院や施設の入所などにより、10人の対象者を見守ることができなかった場合、補助金の対象となりますか。

A4:年度を通じて一月でも10人以上の対象者に見守りを実施していただければ、交付要件を満たしたものとします。

Q5:地域では見守り対象者が10人もいないので、近くの高年クラブと合同で見守りを実施してもよいですか。

A5:上記 A2 の要件を満たしている高年クラブであれば、グループで実施していただくことは可能です。その場合、代表の高年クラブを決めて、市様式の「共同高年クラブ構成表」の提出をお願いします。補助金は、代表高年クラブにお支払いします。

Q6:補助金額はいくらですか。

A6:1単位高年クラブ、または1グループあたり、年24,000円です。

なお、活動月数が12月に満たない場合は、活動月数×2,000円を補助金額とします。

Q7:補助金の使途を教えてください。

A7:以下の見守りに係る費用とします。

- ・ 訪問時に対象者に渡す飲料、菓子等(1人1回100円程度)
- ・ 夏場の訪問者の熱中症対策のための飲料
- ・ 訪問者のマスク
- ・ その他、見守りに係る費用

Q8:補助金は、いつ交付されますか。

A8:高年クラブ連合会事務局に交付申請書等を提出いただいた後、概ね2か月以内に、決定通知書の送付とあわせて、市からお支払いします。

見守り対象者

Q9:見守り対象になる方は、どのような方ですか。

A9:おおむね60歳以上の方であって、独居や障害等で日常生活に不安を抱えているなどの理由により高年クラブが見守りを要すると判断した地域の高齢者を見守り対象者に決めてください。

Q10:対象者の名簿は、市から提供されますか。

A10:高年クラブと対象者ご本人の同意のうえで実施していただく活動ですので、市が対象者の指定や名簿等の提供は行ないません。

Q11:対象者はどのようにして把握したらよいですか。

A11:高年クラブや皆様の地域での活動で把握されている方の情報を共有し、対象者の把握に努めていただきたいと思います。

Q12:見守り活動に同意をいただけない対象者はどうしたらよいですか。

A12:自宅に訪問する場合は、ご本人から同意を得てください。同意を得られなかった場合でも、緩やかな見守りは行っていただきたいと思いますので、訪問を拒まれたことを高年クラブで共有された上で、見守りが必要であれば対象者として、日常の声かけや住居の状態の確認などを行っていただきたいと思います。

Q13:同居の家族がいる高齢者だが、家族が仕事等で何日も留守にされることが多い場合、見守り対象にしてもよいですか。

A13:独居でない場合でも、高年クラブが見守りを必要と判断した場合には、対象者に加えていただきたいと思います。

Q14:民生委員の方が見守りされている方も、今回の見守り対象になりますか。

A14:民生委員の方が見守りを行っている方も対象にさせていただいて構いません。

Q15:見守り対象者の方は、全員、自宅の訪問が必要ですか。

A15:訪問いただく方が望ましいですが、見守りの方法として、自宅訪問のみではなく、自宅の郵便受けに新聞がたまっていないか、自宅の電気の点灯・消灯がされているか等の住居の状態の確認でも構いません。地域の集会などに出席され、確認が出来れば、それも1回としてください。

Q16:対象者の見守り方法について、例えば、8月は「自宅の訪問」、9月は「郵便受けの確認」などに変更してもよいですか。

A16:見守り方法を固定する必要はありませんので、変更していただいても構いません。

Q17:訪問時間は、いつ頃がよいですか。

A17:ご本人のご都合もあるので、事前にご本人と相談していただきたいと思います。

Q18:訪問に行っても留守で会えなかった場合、会えるまで行かなければなりませんか。

A18:ご本人の在宅時間を考慮して、改めて訪問をお願いします。ただし、会うことが難しい場合は、何らかの方法で対象者の安否が確認できれば会う必要はありません。

Q19:活動中の偶発的な事故によるケガ等に対して、「コミュニティ活動災害補償保険」は適用されますか。

A19:対象者宅に訪問するなど、明らかに高年クラブの活動中のケガ等であれば保険が適用されます。しかし、散歩など日常生活の見守りでのケガ等の場合、保険会社から活動以外と判断され、保険が適用されない場合があります。詳しくはコミュニティ・生涯学習課(☎078-918-5004)にお問い合わせください。

Q20:見守りの中で、何か問題や気になる事があった場合、どうすればよいですか。

A20:高年クラブで解決ができないようなことがあった場合には、対象者がお住まいの地区の地域総合支援センターに相談してください。

名 称	担当地域	電 話
あさぎり・おおくら総合支援センター	朝霧、大蔵中学校区	915-0091
きんじょう・きぬがわ総合支援センター	錦城、衣川中学校区	915-2631
にしあかし総合支援センター	望海、野々池中学校区	924-9113
おおくぼ総合支援センター	大久保、大久保北、 江井島、高丘中学校区	934-8986
うおずみ総合支援センター	魚住、魚住東中学校区	948-5081
ふたみ総合支援センター	二見中学校区	945-3170

Q21:見守り訪問に行ったことを記録する必要はありますか。

A21:日時、活動内容等の記録を残してください。市で「見守り日誌」の様式を用意しています。なお、必ず「見守り日誌」の様式を使っていただく必要はありませんので、任意の様式でも構いません。また、実績報告の際に実施報告書を提出していただきます。

※市に「見守り日誌」等の記録の提出は不要です。

活動報告

Q22:事業の活動報告等を行う必要はありますか。必要であれば、いつどのようなことを報告するのですか。

A22:実績報告書及び実施報告書(見守り訪問の実績)等を、年度終了後、市が指定する期日までに提出していただきます。実施報告書には、見守り対象者の氏名等の個人情報伏せて、毎月の活動結果をご報告いただきます。

Q23:収入支出決算書の提出は必要ですか。

A23:収入支出決算書の提出は必要です。領収書等の提出は不要ですので、高年クラブで保管をお願いします。

MEMO

【お問い合わせ先】

○補助金の内容に関すること

明石市高齢者総合支援室 いきいき係（本庁舎2階）

TEL：078-918-5166 FAX：078-918-5133

メール：koufuku2@city.akashi.lg.jp

○書類の提出及び高年クラブの結成等に関すること

明石市高年クラブ連合会事務局（勤労福祉会館1階）

TEL・FAX：078-911-5518